サッカー活動中のもしもの事故やケガのときは・・・

# ジュニスポ補償制度のご案内

本クラブへの在籍の方は以下の一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワークの「ジュニスポ補償」が適応されます。

万が一、ケガ等で通院、入院が必要になった場合は、速やかにジュニアスポーツライフネットワーク事務局までご連絡ください。

## 「補償内容]

安全補償 中学生以下のスポーツ活動に伴う 制度 様々なリスクに備える補償制度です。

このような場合に 補償します 活動中の 事故

天災事故

賠償金補償 サービス ジュニアスポーツライフネットワーク福利厚生規定第10条より抜粋 [費用補償サービス]

事案毎の補償金額は、①活動参加者が原因から180 日以内に死亡した場合 最高1000 万円 ②活動参加者に原因発生時から180 日以内に後遺障 害あるいはそれに準じる結果が残存した場合 後遺障害の程度等に応じて、最高1000 万円 ③活動参加者が入院した場合のうち原因発生時から180 日以内のもの 最長 60 日まで、日額 4000 円 ④活動参加者が通院した場合のうち原因発生時から 180 日以内のもの 最長 7 日まで、日額1500 円※お支払い額は医療機関にかかった日数×1500円となります。 [賠償金補償サービス]

補償額について						
	災害補償サービス				賠償金補償サービス	
	ケガ等による 死亡	後遺障害	入院日額	通院日額	赔償(免责:0円)	
					対人	対物
	1,000万円	最高1,000万円	4,000円	1,500円	1名:1億円、 1事故:5億円	1事故 5,000万円

## 「対象/対象外事例〕

ジュニスポ安全補償制度対象事例

- 1) 活動中(練習、試合など) の怪我 ⇒練習中に足首を捻って、捻挫をした。
- 天災事故による怪我
  ⇒地震による落下物が当たり、負傷した。
- 3) 特定疾病(※) にかかった場合
  - ⇒練習中、熱中症になってしまい病院へ運ばれた。

※特定疾病・・・心筋梗塞や心不全等の急性心疾患、くも膜下出血や脳内出血等 の急性脳疾患、気胸や過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌 性食中毒、日射病や熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症

- 4) 活動場所⇔自宅の往復中の怪我
  - ⇒会場へ自転車で向かう途中に自転車で転倒し、腕を骨折した。
- 5) 活動中に起こった物損事故(※第三者の所有物に限る) ⇒練習中に蹴ったボールが施設の窓ガラスに当たり、破損して しまった。

#### ジュニスポ安全補償制度対象外事例

- 1) 受傷起点が明確でない怪我
  - ⇒練習中、膝に痛みを感じ、診察を受けたところ、成長痛と診断された。
  - ※野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、グロペイン症候群、シンスプリント、靴ずれ、成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)、その他の炎症などはサッカー活動により発症したことが不明確であるため対象外となります。
- 2) クラブ関係者が所有する物に対する物損事故
  - ⇒練習中に蹴ったボールが顔面に当たり、スポーツメガネが壊れてしまった。
  - ※物損事故に関してはあくまでも第三者(クラブに関係のない方)が所有している物に損害を与え、賠償責任が生じた場合のみ対象となります。

### [見舞金の請求]

## ケガ等で通院、入院が必要になった場合には、速やかに事務局までご連絡ください。

※事故、ケガの申請はアプリからの申請となります。詳しくはHP又は事務局までお問い合わせください。

## 「ご連絡先]

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク事務局

TEL 0120-19-3704 「受付時間] 10:00~17:00 月~金(祝日を除く)

FAX 045-383-8291 MAIL: info js@stqp.jp